

「建築基準法第42条第1項第五号に基づく道に関する技術基準」一部改正（案）について
の意見公募手続きの結果

○募集期間：2025年1月20日（月曜）～2025年2月19日（水曜）

○ご意見数：8件（2通）

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1	既存通路の有効幅員について、測定方法を教えて欲しい。	指定時における既存通路の有効幅員は、避難及び救助活動等の観点から1.8m以上としています。この有効幅員は、通行可能な幅員を指しており、建築物や門・塀のほか、花壇や自動販売機、樹木などの土地に定着するものを除いた幅員となります。ただし、電柱などの生活に欠かせないインフラは、道路幅員に含むことができます。
2	指定時にカーブミラー等の交通安全配慮物は、必ず設ける必要があるのか教えて欲しい。	交通安全配慮物は、通行の安全上の観点により、指定時におけるすみ切りの設置や、縦断勾配（12%以下）等の規定を満たすことが困難な場合に限り整備が必要となります。
3	指定を行う範囲は、既存通路をどの程度含む必要があるのか教えて欲しい。	指定道路の幅員が、既存通路の幅員を全て含む必要があります。
4	指定を行う道路が接続する建築基準法の道路に対して、縦断勾配等の条件を設ける予定はあるのか教えて欲しい。	接続する道路の条件は、道路法施行令第144の4（道に関する基準）に規定されていることから、現時点で条件を設ける予定はありません。
5	指定図どおりに築造された道路に対して、恒久的な安全性を確保するために、市への寄付を義務付けて欲しい。 寄付受けを進め、道路行政として取り組んで欲しい。	位置指定道路の寄付は、個人の財産権に関わる内容であることから、現時点で義務付ける予定はありません。 道路の寄付受けに関するご意見は、今後の参考として担当部署（建設局道路管理課など）と共有させていただきます。

6	<p>本制度により、道路後退せずに建築される建物が増加するのではないか。本制度がどのように安全・安心のまちづくりに繋がるのか教えて欲しい。</p>	<p>本制度の主な対象は、建築基準法上の道路とみなされていない路線であり、これにのみ接する敷地は接道条件を満たさないことから、建物の更新が進まず、空き家や空き地が増加し、結果として防災性や住環境が損なわれる恐れがあります。これらの課題に対応するために、建築基準法上の道路指定の条件を緩和し、道路化を進めることで、まちの安全性や住環境の向上に繋がると考えています。</p>
7	<p>出入口部分の権利者は、既に前面道路により接道が確保できているため道路指定に同意しないと思われる。指定にあたり行政の支援が必要ではないか。</p>	<p>本制度により、出入口部分の権利者は、角地緩和（建ぺい率+10%）の適用や、建築制限による道路機能の確保（安全性や快適性の向上）などを享受できる可能性があるため、同意を取得できるケースもあると考えています。また、指定の支援は、まちづくり部局と連携しながら取り組む必要があるため、いただいたご意見は、今後の参考として担当部署（都市局まち再生推進課など）と共有させていただきます。</p>
8	<p>地域コミュニティの醸成を目的に、空き地の有効活用（市民に開放された緑地空間の確保）を図るべきではないか。</p>	<p>空き地の有効活用に関するご意見は、今後の参考として担当部署（建築住宅局政策課など）と共有させていただきます。</p>